

市政概要報告要旨

(令和三年九月七日)

令和三年九月定例市議会にあたり、市政の概要について申し上げます。

○新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症につきましては、七月中旬から鳥取県内全域で感染が拡大し、七月十九日には鳥取県西部地区に、七月三十日には鳥取県全域に、新型コロナ特別警報が発令される危機的な状況におかれましては。

本市においては、適時、新聞折込チラシやホームページなどを通じて注意喚起を行うとともに、感染予防対策の徹底をお願いしてまいりました。

感染予防対策としましては、基本的な対策を徹底するとともに、ワクチン接種を推進することが重要であると考えております。

ワクチン接種については、鳥取県、済生会境港総合病院、境港医師協会など関係機関のご協力により進めており、八月二十九日時点で、一回目の接種を終えられた方は、六十五歳以上で九十二%、六十四歳以下で六十四%、二回目の接種を終えられた方は、六十五歳以上で九十%、六十四歳以下で四十五%となっております。

ワクチンには、発症するリスクが低下するだけでなく、発症しても重症化を予防する効果があります。また、他の人にうつす可能性を減らす効果も期待されています。

しかしながら、インターネット等で発信された不正確な情報によって不安を感じ、ワクチン接種をためらう例もあります。

引き続き、正確・迅速な情報の提供に努めてまいりますので、ご自身と大切な人を守るため、今一度、ワクチン接種をご検討いただくとともに、感染予防対策を徹底されますよう、重ねてお願いいたします。

○市民生活・地域経済の下支えについて

新型コロナウイルス感染症の地域経済や市民生活への影響が長期化していることを受け、三月に再度配布した、全市民への商品券と子育て世帯への食事券については、七月末現在で、約七十七%、一億四千万円余が使用されております。使用期限は十二月末であり、期限内に忘れずに使用していただくよう呼びかけてまいります。

また、売上や資金繰りに影響を受けている事業者の方々に対しましては、新型コロナウイルス対策向けの制度融資が、七月末現在で百十一億円余実行されており、国や鳥取県とともに、借り入れから最大五年間無利子となるよう支援しております。

このほか、国の「月次支援金」や鳥取県の「コロナ禍打破特別応援金」など様々な支援策についても、境港商工会議所と連携して周知し、活用いただいているところであります。

現在、感染第五波の最中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が三十を超える都道府県に発令され、県内でも感染拡大が続く厳しい状況にあります。このため、売上が減少している事業者などを対象とした一律十萬円の支援金を再度支給したいと考え、補正予算を今議会に提案しております。

○七月の大雨被害について

七月には、活発な梅雨前線の影響から、山陰地方に大雨による被害が発生し、本市におきましても、七月十二日に、一時間あたりの降水量が観測史上最大の八十・五ミリに達する記録的な豪雨に見舞われました。

本市では、災害対策本部を立ち上げ、気象情報や被害の把握、市民への注意喚起、浸水エリアのポンプ排水、冠水した道路の交通規制などの対応にあたるとともに、鳥取県と境港消防署から市への情報連絡員の派遣、警察や消防による現場対応、災害協定を結んでいる境港市建設業協議会が土嚢の設置をするなど、関係機関が連携して、被害を最小限に抑えるための対策を実施したところであります。

しかしながら、予想を超える短時間の集中的な大雨や落雷により、市内各所において道路や農地の冠水、住宅や事業所等における浸水・停電、機械や設備の故障等の被害が発生しました。

こうした状況を受け、農業被害については、鳥取県や鳥取西部農業協同組合と協調して、病害の発生を防止するための緊急的な薬剤散布などの経費の支援、市内事業者の被害については、災害対策融資を利用した際の利子負担の軽減を図るための補正予算を今議会に提案しております。

なお、鳥取県市長会を含む関係六団体では、災害復旧に向けた支援について、七月十四日には国に対して、二十一日には赤澤内閣府副大臣に対して、要望を行っております。

この度の豪雨災害について、緊急対応や排水路の整備・改修など、あらゆる角度から検証を行い、市民の皆様の安全・安心な生活を確保するために、防災・減災体制の一層の充実を図ってまいります。

○ 共生社会の実現について

障がいのある方の就労支援につきましては、境港商工会議所と連携して、市内の企業と障がい福祉作業所との相互理解を深め、仕事の発注・受注などのマッチングや仕事の掘り起こしが円滑に進むように、障がい福祉作業所が引き受け可能な作業等をまとめたパンフレットを作成し、会員企業に配布しました。

また、障がいのある方の農業分野での就労を支援するため、鳥取県農福連携推進コーディネーターと連携し、農家が発注できる農作業の把握を行うなどの取り組みを進めているところであります。

外国人が地域で安心して生活できる環境づくりのための取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面での日本語教室や交流会の開催は見合わせ、オンラインでの日本語教室を、七月までに五回実施しております。

また、ホームページやフェイスブックを活用し、やさしい日本語で、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する情報をはじめ、地域に密着した情報の配信を行っております。

本市において初めてとなるベトナムからの国際交流員が、十月に着任することが決まりました。ベトナムと日本との相互理解を促進し、両国をつなぐ架け橋として、活躍していただくことを期待しております。

一方、中国・琿春市からの国際交流員は、昨年四月以降、受け入れが中断しております。このような中、例年、琿春市からの国際交流員を講師として中国語の学習を行っている市民団体の会員と、元国際交流員とのオンライン交流会を、六月と七月に二回開催しました。

コロナ禍でお互いの行き来は難しい状況ではありますが、工夫を凝らしながら、交流を継続し、両市の親交を深めてまいりたいと考えております。

○近隣地域との共生について

本市はこれまで、中海・宍道湖・大山圏域の市町村との連携により、各地域がそれぞれの特性を活かし、圏域全体が「あたかも一つのまち」として一体的に発展するよう、取り組みを進めてまいりました。

六月五日には、連携の中心的な役割を担ってきた圏域市長会の五市の市長が、現在の顔ぶれになり初めての会合を開催し、改めて連携強化の確認をしたところであります。

また、圏域の将来像を示した「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」については、設立時に策定してから十年目となり、人口減少や産業構造の変化、新型コロナウイルス感染症の影響など社会情勢が大きく様変わりしております。その変化に的確に対応するため、本年度、AIなどの新技術の活用や、持続可能な開発目標（SDGs）を反映したものに、改訂することとしました。

○自然との共生について

「境港市環境基本計画」につきましては、七月に一回目の環境審議会を開催し、計画の策定に着手しました。

本計画は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、「ゼロカーボンシティ」を宣言した本市にふさわしいものとなるよう、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取り組みや、海洋汚染への対応などを盛り込んだ境港らしい計画にしたいと考えております。

今後、環境やエネルギー関連の民間事業所の参加による環境政策懇談会や、七月に実施した事業者アンケートの意見などを踏まえ、年度内に策定する予定としております。

本市が誇る海や海辺を守るための海洋ごみ対策につきましては、河川から海に流出するごみを減らすことを目的とした、ネットフェンスの設置を、七月に試験的に実施しました。市内の河川においても効果が確認できたことから、本格的に実施するための補正予算を今議会に提案しております。

また、米子市との共同イベントとして弓ヶ浜で実施する漂着ごみの清掃活動等については、十一月の実施に向けて現在準備を進めているところであります。

○空家対策について

空家対策につきましては、本年度から空家対策推進室を設置するとともに、補助制度を創設するなど、取り組みの強化を図っております。

昨年度に比べ、空家に関する相談や苦情、補助制度や空家情報バンクに関する問い合わせが、格段に増加していますが、窓口を一本化した空家対策推進室において、丁寧な説明と的確な情報提供に努めているところであります。

また、市内の不動産・建設関連の事業者との連携を強化するとともに、各自治会など、地域との空き家情報の共有を図っております。

補助制度については、八月末時点で、空家の利活用を目的とした住宅の改修費用の一部を助成する「空家利活用流通促進事業費補助金」が五件、利活用の見込みのない空家の除却費用の一部を助成する「空家除却支援事業費補助金」が十四件の申請を受け付けており、順調に制度の活用が進んでいるところであります。

空家利活用流通促進事業費補助金を活用して改修された空家に県外から移住する者に支給する「空家利活用移住定住奨励金」については、一件の申請となっております。

空家の解消と、移住・定住の促進に向けて、引き続き、事業者や地域との連携強化を図るとともに、各種制度の広報に努めてまいります。

○夕日ヶ丘団地について

夕日ヶ丘団地につきましては、定期借地権制度の本年度の契約件数が七月末現在で八件、累計で二百四十件を超え、四月に導入した土地の譲渡を前提とした新たな貸付制度についても、一件の契約が成立するなど、分譲が堅調に推移していることから、スポーツ広場東側の十九区画について、十月に新規分譲を開始することとしております。

なお、三月に事業用借地契約の予約契約を締結したドラッグストアについては、現在、店舗の建築にかかる手続が進められ、来年四月のオープンが予定されております。

夕日ヶ丘メモリアルパークでは、子育て世代の方からご要望をいただいております複合遊具を六月末に設置しました。波をイメージした大きな滑り台をはじめ、様々な形状の滑り台が設けられており、多くの子ども達が楽しく遊んでいます。

また、同公園に併設した墓地につきましては、全体計画の四分の一に相当する百九十二区画の整備が平成二十六年度に完了し、七月末現在で百五十二区画をご利用いただいております。

○水産業の振興について

令和三年上半期の境漁港における水揚量は、マイワシの減少等により前年比八十四%の五万六千トン余、水揚金額については、前年比八十八%の八十七億九千五百万円余であります。

マグロ漁は、六月三日の初水揚げから順調に水揚げされ、七月十七日に、自主的に定めた漁獲量に達し、漁期を終えております。今期のマグロは、魚体が大きく、八十キロ台のものが主体であり、脂の乗りも良く、地元をはじめ県内外で好評でありました。

「第十回境港まぐろ感謝祭」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、例年の市内幼稚園・保育園でのマグロ集会は、感染症対策を講じて実施しました。

また、境港総合技術高等学校では、マグロの調理実習に加え、新たな試みとして、「境港天然本まぐろPR推進協議会」からマグロを提供していただき、解体実習が三回行われました。

秋には、同校から実習で解体したマグロを食材としていただき、市内小中学校の給食に使用する予定としております。

○観光の振興について

新型コロナウイルス感染症は、本市の観光に大きな影響を及ぼしており、水木しげるロードを訪れるお客様は、コロナ禍以前に比べ大きく減少しています。本市の夏を彩る「みなと祭」は、大幅に規模が縮小され、水木しげるロードをはじめ各地で開催する予定であったイベントも軒並み中止せざるを得ない状況にあります。

このように厳しい状況ではありますが、本市では、文化観光の振興により、国内外からの誘客促進を図るために、文化観光推進法に基づく拠点計画として「水木しげる記念館を中核としたさかなと鬼太郎のまち境港市拠点計画」を策定し、五月に文化庁の認定を受けました。今後は、関係団体等と連携し水木しげる記念館の展示物の再整備や、多言語対応の充実、妖怪文化の発信等に取り組んでまいります。

クルーズ客船につきましては、四月十六日に境夢みなとターミナルとしては初となる「飛鳥Ⅱ」が寄港し、約百八十人の乗客が中海・宍道湖・大山圏域の観光を楽しまれましたが、それ以降は、寄港がない状況が続いております。引き続き、受入体制を万全に整え、中海・宍道湖・大山圏域市長会をはじめとした関係団体とともに本圏域の魅力発信に努め、誘致に取り組んでまいります。

十月に開催を予定していた「第十三回みなとオアシスSea級グルメ全国大会in境港」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が、今もなお続いていることから、実行委員会において中止が決定されました。なお、令和六年の全国大会の誘致に向け、実行委員会を挙げて取り組んでいくことを確認しております。また、本市では、本年度、「Sea級グルメ」を活用して、市内飲食店の利用促進や、全国大会に出店を予定されていた各みなどの特産品を市民へプレゼントするなど、代替となるイベントを考えたいと思います。

○行政運営におけるICTの活用について

市税等の公金の納付につきましては、四月からコンビニエンスストアでの納付とスマートフォンによる決済を開始しました。八月二日納期限までの利用状況は、口座振替を除く納付の約三十七%、一万件余となっており、個々の生活様式に合わせた便利な納付方法としてご利用いただいております。

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票等の交付については、今月下旬の開始を目指し作業を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動制限により、関係機関の作業に遅れが生じており、現在、できるだけ早い時期にサービスが開始できるよう、関係機関と協議を行っているところであります。

このほか、ホームページでの定型的な問い合わせに対して、AIが人間との会話のように自動回答するチャットボットの導入を進めております。

五月に、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせに対応したチャットボットを試験導入し、現在は、市の業務全般への問い合わせに広く対応したチャットボットについて、十二月頃の稼働に向けて準備を進めております。

六月には、AI音声認識により議事録を迅速に作成するシステムを導入しており、職員の作業時間の短縮に成果をあげています。

また、庁内での、デジタル技術の活用を一層進め、業務の効率化を図るために、庁内各部署による横断的な職員で構成する「デジタル化推進ワーキングチーム」を今月設置したところであります。

職員の業務量が増し、内容が複雑化する中であっても、市民の皆様と向き合う時間を増やし、サービスの向上を図る取り組みを引き続き進めてまいります。

○境港市民交流センターについて

境港市民交流センターの整備につきましては、建物の躯体工事が終盤に差し掛かり、内装等の内部工事を順次進めております。

備品類の整備については、計画的に準備を進めているところであり、六月にはホールの舞台で使用する緞帳のデザインが決定しました。

なお、現在、図書館やホールなどに設置する備品類の充実に向けた寄付金の募集を行っていますが、多くの方からご寄付をいただき、順調に推移しております。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。引き続き募集を行っておりますので、ぜひご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

管理運営については、七月二十七日に指定管理候補者選定委員会を開催し、「きさらぎ・さんびる共同企業体」をホールや会議室の運営、施設の維持管理を行う指定管理候補者として選定したところであります。

市民交流センターの中核を担う市民図書館については、四月から副館長として鳥取県立図書館から職員を派遣していただくとともに、司書も増員し、職員体制を強化しました。新しい図書館の開館に向け、利用者からの相談を受け職員が必要な資料や情報を案内するサービスの充実や、ビジネス支援業務の強化に向けた司書の育成など、図書館機能の向上を図りながら、準備を進めているところであります。

○学校教育について

学校の教育活動につきましては、いまだ収束しないコロナ禍の中、小中学校では修学旅行を県内中心とした行程に変更するなど、引き続き、新しい学校生活様式のもとで、各校が知恵を絞りながら、感染防止と教育活動の両立を図ってまいります。

I C T教育の推進につきましては、六月から、児童生徒一人につき一台の学習用端末の活用が始まり、各校では、端末を活用した学習に積極的に取り組んでおり、二学期からは、I C T機器を使用した授業がさらに本格化します。国が提唱する「G I G Aスクール構想」の実現に向け、本年度増員したI C T支援員を活用しながら、教員のスキルアップとともに、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の育成を図ることとしております。

教育環境の整備につきましては、第三中学校の外壁改修・屋上防水・トイレ改修等の大規模改修工事が、夏季休業中に予定通り進捗し、概ね完了しました。二学期からは、装い新たとなった校舎での学校生活が始まってまいります。

○原子力防災対策について

中国電力との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（安全協定）につきましては、鳥取県、米子市とともに立地自治体と同等の内容に改定するよう、文書や口頭により重ねて、申し入れを行ってきたところであります。

この度、同様の申し入れを行っている島根県側の周辺自治体、出雲市、安来市、雲南市に対して、計画等に対する変更等についての事前了解権を認めないことなどを中国電力が回答しました。

しかしながら、鳥取県側に対しては、正式な回答はいまだ連絡がなく、鳥取県と米子市との連名で安全協定の改定を速やかに行うことを強く申し入れました。

本市としましては、引き続き、島根県側の周辺自治体の動向を注視するとともに、中国電力に対して安全協定の改定を求め、市民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

万が一、原子力災害が発生した際に、市民の方にとっていただく対応について、理解を深めていただくために、「鳥取県原子力防災ハンドブック」を活用した説明会を、五月に市内各公民館で開催し、約百二十人の方に参加をいただきました。

説明会では、「放射線の特性」などの基礎知識に加え、「屋内退避」や「段階的避難」、「避難退域時検査」の実施方法について説明を行いました。

今後も、出前講座により自治会、PTAなどの団体の会合等に出向き、平時から一人でも多くの市民の皆様に、原子力防災に関心を持ってもらえるよう、引き続き、情報の周知、啓発活動に取り組んでまいります。

以上、市政の概要についてご報告申し上げましたが、議員並びに市民各位の格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。